

SBI 証券の約款・規程集 新旧対照表 (2021年8月16日)

(下線部分変更箇所)

旧 (改定前)	新 (改定後)
<p style="text-align: right;">(2021年4月)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総合取引約款</p> <p style="text-align: center;">第3節 有価証券取引(注文の受注)</p> <p>(受託契約準則及び協会規則の適用)</p> <p>第9条 取引所取引によるご注文は、各金融商品取引所の定める受託契約準則に基づき受託いたします。</p> <p>2 取引所に上場されていない有価証券の店頭取引(以下「店頭取引」といいます。)によるご注文は、日本証券業協会の定める規則(以下「協会規則」といいます。)に基づき受託いたします。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 証券総合サービス取扱規程</p> <p>(解約)</p>	<p style="text-align: right;">(2021年8月)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総合取引約款</p> <p style="text-align: center;">第3節 有価証券取引(注文の受注)</p> <p>(受託契約準則及び協会規則の適用)</p> <p>第9条 取引所取引によるご注文は、各金融商品取引所の定める受託契約準則に基づき受託いたします。</p> <p>2 取引所に上場されていない有価証券の店頭取引(以下「店頭取引」といいます。)によるご注文は、日本証券業協会の定める規則(以下「協会規則」といいます。)に基づき受託いたします。</p> <p><u>(金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合)</u></p> <p><u>第9条の2 金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となった全ての委託注文(特殊注文で同時にセットされた注文及び期間指定注文を含む)は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われぬものとします。</u></p> <p><u>2 前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象銘柄の以下の注文を除くすべての受付済み注文(期間指定注文を含む)を取消することができるものとします。当社が当該取消を行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消済み委託注文の発注は行われません。</u></p> <p><u>(1) PTS(私設取引システム)を指定した注文</u></p> <p><u>(2) 前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文</u></p> <p><u>(3) SORシステムに基づく、自動判定の結果、前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外に発注された注文</u></p> <p><u>(4) 単元未満株(S株)の注文</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 証券総合サービス取扱規程</p> <p>(解約)</p>

第8条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様から本サービスの解約の申出があった場合
 - (2) MRF 自動継続(累積)投資口座が解約された場合
 - (3) やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
 - (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (5) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
 - (6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- 2 サービスを解約した場合は、MRF 自動継続(累積)投資口座を解約するものとします。
- 3 サービスは、お客様の全ての口座の金銭及びMRFの残高の合計額が1万円に満たず、他に有価証券等の残高がない場合、相続開始後、当社の定める一定期間を経過したときに、解約され、当社の定める方法により金銭を返還することがあります。

第3章 インターネット取引取扱規程

(執行)

第12条 当社が本サービスにより受付けた売買注文は、注文内容を確認後相当の時間内に、金融商品取引所等で執行します。ただし、当社が受付けたお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。

- (1) 受付後執行するまでに当該注文が第6条、第7条、第8条及び第10条に反することになった場合
- (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合
- (3) 売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合
- (4) その他、取引の健全性に照らし不相当と当社が

第8条 本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様から本サービスの解約の申出があった場合
 - (2) MRF 自動継続(累積)投資口座が解約された場合
 - (3) やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合
 - (4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
 - (5) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
 - (6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
- 2 サービスを解約した場合は、MRF 自動継続(累積)投資口座を解約するものとします。
- 3 サービスは、お客様の全ての口座の金銭及びMRFの残高の合計額が1万円に満たず、他に有価証券等の残高がない場合、当社の定める一定期間を経過したときに、解約され、当社の定める方法により金銭を返還することがあります。

第3章 インターネット取引取扱規程

(執行)

第12条 当社が本サービスにより受付けた売買注文は、注文内容を確認後相当の時間内に、金融商品取引所等で執行します。ただし、当社が受付けたお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。

- (1) 受付後執行するまでに当該注文が第6条、第7条、第8条及び第10条に反することになった場合
- (2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合
- (3) 売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合
- (4) その他、取引の健全性に照らし不相当と当社が

<p>判断する場合</p> <p>2 お客様が有効期間を指定して株式の売買注文を入力した場合で、当該注文が一部出来となったとき（注文の一部についてのみ取引が成立した場合は、有効期間中であっても、その翌営業日以降の注文は執行されません。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3 当社は、次の場合その責任を負いません。</p> <p>(1) 注文受付後、注文内容を確認し相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合</p> <p>(2) 第1項ただし書きに基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合</p> <p>(システム障害時の注文)</p> <p>第22条 お客様から当社が受託した注文が、明らかに当社が提供するシステムの不具合に起因して、執行の遅延もしくは不能となった状態である、と当社が判断した場合（お客様に帰属する通信機器、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線等の不具合や、金融商品取引所や情報配信元等の障害又は回線障害等、当社のシステムの不具合に起因しない場合を除きます。）には、当社の定める方法により注文内容等を精査・検証し、必要に応じて、本来約定すべきであった価格で約定追加、約定取消、もしくは</p>	<p>判断する場合</p> <p>2 お客様が有効期間を指定して株式の売買注文を入力した場合で、当該注文が一部出来となったとき（注文の一部についてのみ取引が成立した場合は、有効期間中であっても、その翌営業日以降の注文は執行されません。</p> <p>3 <u>金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となった全ての委託注文（特殊注文で同時にセットされた注文及び期間指定注文を含む）は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われません。</u></p> <p>4 <u>前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象銘柄の以下の注文を除くすべての受付済み注文（期間指定注文を含む）を取消することができるものとし、当社が当該取消を行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消済み委託注文の発注は行われません。</u></p> <p>(1) PTS（私設取引システム）を指定した注文</p> <p>(2) <u>前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文</u></p> <p>(3) <u>SOR システムに基づく、自動判定の結果、前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外に発注された注文</u></p> <p>(4) <u>単元未満株（S株）の注文</u></p> <p>5 当社は、次の場合その責任を負いません。</p> <p>(1) 注文受付後、注文内容を確認し相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合</p> <p>(2) 第1項ただし書き、<u>第3項及び第4項に基づき</u>売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合</p> <p>(システム障害時の注文)</p> <p>第22条 お客様から当社が受託した注文が、明らかに当社が提供するシステムの不具合に起因して、執行の遅延もしくは不能となった状態である、と当社が判断した場合（お客様に帰属する通信機器、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線等の不具合や、金融商品取引所、<u>情報配信元、外部委託先等</u>の障害又は回線障害等、当社のシステムの不具合に起因しない場合を除きます。）には、当社の定める方法により注文内容等を精査・検証し、必要に応じて、本来約定すべきであった価格で約定追加、約定</p>
---	--

は単価訂正等（以下「過誤訂正処理」といいます。）を行うことがあります。

第13章 株式等振替決済口座管理約款

（会社の組織再編等に係る手続き）

第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

取消、もしくは単価訂正等（以下「過誤訂正処理」といいます。）を行うことがあります。

第13章 株式等振替決済口座管理約款

（会社の組織再編等に係る手続き）

第24条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。

以上